

九州女子大学・九州女子短期大学 公的研究費不正防止計画

令和 7 年 5 月 15 日

九州女子大学・九州女子短期大学（以下「本学」という。）は、平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日、令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、適正な運営・管理を行うため、不正防止計画を策定する。

1. 運営管理体制

（１）最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

（２）統括管理責任者：副学長及び学長特別補佐から学長が指名する者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

（３）コンプライアンス推進責任者：事務局長

本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

（４）コンプライアンス推進副責任者：学科長・総務課長

コンプライアンス推進責任者の指示のもと、実効的な管理監督と指導を行う。

（５）防止計画推進部署：総務課

統括管理責任者とともに不正防止の具体的な対策を策定・実施し、状況を確認する。

2. 不正防止計画

ガイドラインの項目	不正発生の要因	防止計画の具体的な内容
第 1 節 責任体系の明確化	・責任体系が曖昧で、組織としての意識が希薄となり、ガバナンスが機能しなくなる。	・最高管理責任者（学長）の基本方針の下に、運営・管理者の役割、責務を明確にし、ホームページで周知・公表をする。 ・責任体系を明確にし、責任の所在・範囲の理解を深めるため体系図により示し、意識向上を図る。 ・コンプライアンス推進責任者の下に、コンプライアンス推進副責任者を置き、ガバナンス機能を高め、実効性のある管理監督に努める。
	・監事に求められる役割が不明確である。	・監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認するとともに、内部監査によって明らかになった不正発生の要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し役員会等で報告し、意見を述べる。
第 2 節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備	・公的研究費の原資が国民の税金であるとの意識が希薄である。	・公的研究費の運営・管理に関する研究者、事務職員、学生アルバイト及び非常勤職員から、誓約書の提出を義務付ける。 ・コンプライアンス教育を SD 研修会に位置づけ年 1 回以上、公的研究費の運営・管理に関わる教職員だけでなく、本学教職員全員を対象として実施し、コンプライアンスに対する意識向上を図る。

ガイドラインの項目	不正発生の要因	防止計画の具体的な内容
第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		・公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対する行動規範を策定し、周知を図りコンプライアンスに関する自覚を促す。 ・本学の全ての教職員に対して、不正根絶に向けた認識を共有するため、継続的な啓発活動を年4回程度実施する。
	・学内ルールが不明瞭で統一したルールの周知が浸透していない。	・学園諸規程に準拠するが、ルールと運用が実態と乖離しないよう定期的な見直しを行い、必要に応じて改正手続きを行う。 ・ルールの全体像を体系化し、啓発活動等を通じて、メール配信やコンプライアンス教育と連動して周知を図る。 ・非常勤職員や学生アルバイトには、防止計画推進部署が、採用時に誓約書の提出を求めると同時にルールの周知を図る。
	・職務権限が不明確である。	・学園諸規程に準拠するが、公的研究費の執行に関する手続きと決裁権限が実態と乖離しないよう定期的な見直しを行い、必要に応じて改正手続きを行う。
	・不正が発生した場合の告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備並びに運用が不明確である。	・「九州女子大学（九州女子短期大学）公的研究費の運営・管理に関する規程」の整備を行い、ホームページで周知する。 ・不正を行った教職員には、「福原学園就業規則」に基づき処分を行うとともに、不正に関与した取引業者には、「福原学園調達等契約事務規程」に基づき処分を行う。 ・通報・相談窓口担当者を総務課長とし、ホームページで学内外に周知するとともに、最高管理責任者（学長）の基本方針にも掲載し、周知徹底を図る。
第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実務	・不正防止計画の実効性が不十分である。	・総務課を防止計画推進部署とし、統括管理責任者とともに不正防止計画を策定し最高管理責任者の承認の下に、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施について検討し、コンプライアンス推進責任者に対してコンプライアンス教育、啓発活動の積極的、定期的な実施を求める。
	・不正の発生要因に対する対策と実効性のある不正防止計画の策定が不十分である。	・監事による機関全体に対する意見、内部監査室による監査結果及び防止計画推進部署にて不正防止計画の実施状況等を内部監査結果報告時に、3者が情報共有を行い、随時見直しが可能な体制による効率化、適正化を図る。

ガイドラインの項目	不正発生の要因	防止計画の具体的な内容
第4節 公的研究費の適正な運営及び管理活動	研究費の適正な執行について客観的なチェックの仕組みが不十分である。	- 科研費の専用システムを導入し、防止計画推進部署と研究者双方が予算執行状況について随時確認できる体制を整備し、研究計画に基づく予算執行状況の把握と、必要に応じて改善を求める。 - 換金性の高い物品については、備品に準拠し適切に保管・管理を行う。 - 物品の発注業務は、研究者ではなく、原則として第三者が行う。 - 物品の検収業務は、研究者を含む複数人により実施する。 - 公的研究費等の予算執行に伴う取引業者には、年度取引当初に不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。
第5節 情報の伝達を確保する体制の確立	通報・告発窓口に関する情報が認知されていない。	通報（告発）、相談窓口を基本方針及びホームページで周知・公表する。
第6節モニタリングの在り方	不正発生要因に着目したモニタリングの実施が不十分である。	- 内部監査室による監査の対象者数及び範囲の拡大 - 内部監査室と防止計画推進部署は、連携して不正防止の体制及び監査結果を検証し改善を図る。 - 監事・内部監査室・防止計画推進部署の、連携強化による不正の発生要因の早期発見等チェック機能の強化を図る。 - 内部監査室は、専門的な知識を有する公認会計士等に意見を求めるなど、効果的なリスクアプローチ監査について恒常的に検討を行い実行する。